

感染症罹患後の登園許可についての医師の意見書

意 見 書 施設長殿	
入所児童名 _____	
病名「 _____ 」	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。	
_____ 年 月 日	
医療機関 _____	
医 師 名 _____	印又はサイン _____

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団内での発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した意見書が必要なことがある感染症（ただし、提出の必要性については各保育所等でご検討ください）

（札幌市乳幼児園医協議会編「子どもと感染症」参照）

感染症名	潜伏期	感染しやすい時期	登園のめやす
麻疹（はしか）	9～12日	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん （三日はしか）	2～3週	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	2～3週	発しん出現1～2日前からかさぶた形成まで	発しんがかさぶたになった後 （但し、手のひら、足のうらは除く）
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	2～3週	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好であること
結核			感染のおそれがなくなってから
腸管出血性大腸菌 感染症（O157, O26, O111等）	3～8日		伝染のおそれがないと認められた後

※「医師の意見書」を医療機関に依頼する際には、原則、文書料が発生いたします。